

石川県公報

平成25年5月14日
第12594号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
規 則	
○石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働企画課) 1	○保安林の指定予定 (同) 3
告 示	○保安林の指定予定の通知 (同) 3
○電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付、再交付 及び書換えに関する事務の委託 (消防保安課) 1	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) 3
○歳入の徴収事務の委託 (自然環境課) 2	公 告
○保安林の指定予定 (森林管理課) 2	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課) 4
○保安林の指定 (同) 2	○国土調査の成果認証公告 (経営対策課) 4
	○肥料登録事項変更公告 (農業安全課) 5
	○公共測量実施公告 (監理課) 5

規 則

石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十三号

石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

石川県訓練手当支給規則(昭和四十一年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている者であつて、同項第二号に規定する児童の父であるもののうち、当該児童が同号イからホまでのいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

附 則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

告 示

石川県告示第210号

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第7項に規定する電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務を石川県電気工事工業組合に次のとおり委託した。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 委託した事務の内容
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務
- 委託した事務を処理する場所
金沢市新保本4丁目65番22 石川県電気工事工業組合金沢本部

七尾市寿町112番3号 石川県電気工事工業組合能登本部
小松市向本折町ネ88番地 石川県電気工事工業組合加南本部

3 委託期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

石川県告示第211号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県自然公園施設のうち南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビンに係る使用料の徴収事務	白山市鶴来本町4丁目ヌ85番地	一般財団法人 白山市地域振興公社	平成25年7月1日から同年11月30日まで

石川県告示第212号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。
平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
珠洲市宝立町春日野へ字37
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第213号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。
平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
珠洲市狼煙町イ部210の1、211の1、212の1、ウ部16の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第214号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市瀬波未1の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

雪崩の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第215号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市吉野二十七字74、75

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第216号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 折戸加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市折戸町ルの部55番地 本谷内 俊雄

珠洲市折戸町リ部12番地1 桜屋敷 忠

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（折戸町の区域に限る。）

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年4月16日

2 蛸島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市正院町川尻12部37番地の2 藤田 隆二

珠洲市三崎町高波カ部45番地7 川崎 圭吾

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（正院町正院、正院町川尻、蛸島町、三崎町雲津、三崎町小泊、三崎町伏見、三崎町高波、三崎町引砂及び三崎町宇治の区域に限る。）

(3) 区分

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成16年石川県告示第461号）蛸島加入区の項⑥に規定する区分

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年4月16日

公 告

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令（平成25年政令第119号）第1条の規定による改正前の予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
川 崎 梓	白山市白峰ハ157番1地 白峰診療所	平成25年3月31日

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調査を行った者の名称

羽咋郡志賀町

2 調査を行った期間

平成23年4月15日から平成24年12月19日まで

3 成果の名称

志賀町(広地、東小室、大西の各一部)、志賀町(貝田、東小室、八幡の各一部)及び志賀町(東小室、八幡、八幡座主、中泉、里本江の各一部)

4 調査を行った地域

羽咋郡志賀町広地イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、1、2、3、4及び5の各一部並びにい、は、に、ほ及びとの各全部、同町東小室ル、ヲ、10及び12の各一部並びにる及びをの各全部、同町大西ヌの一部及びろの全部、同町貝田寅、リ、ヌ、ク、西、3、7及び9の各一部並びに甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、丑、卯、辰、巳、午、未、戌、チ、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、子、井、ノ、オ、ヤ、1及び2の各全部、同町東小室子、丑、寅、イ及びロの各一部並びに午及びハの各全部、同町八幡15の一部、同町東小室辰の一部及びニの全部、同町八幡甲、丑、1及びラの各一部並びに寅、い、ろ、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の各全部、同町八幡座主甲及び浜山の各一部並びにい、ろ、に、3、4及び6の各全部、同町中泉1及び2の各一部並びに同町里本江は、37及び丙の各一部並びにい、ろ、23、24、25、26、32及び33の各全部

5 認証年月日

平成25年5月14日

肥料登録事項変更公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、次のとおり生産業者の名称の変更の届出があった。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 登録番号、肥料の種類及び名称

石川県第204号 魚廃物加工肥料 フィッシュブラウン15

2 変更前の生産業者の名称

社団法人金沢市中央市場運営協会

3 変更後の生産業者の名称

一般社団法人金沢市中央市場運営協会

4 変更年月日

平成25年4月1日

公 共 測 量 実 施 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年5月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (数値地形図作成レベル500・2500)	平成25年4月30日から 同年10月11日まで	石川県南部地域(白山市~加賀市間)

